

議員提出議案第1号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成20年2月19日

川崎市議会議長 鏑木茂哉 様

提出者	川崎市議会議員	大島	明
	//	東	正則
	//	嶋崎	嘉夫
	//	廣田	健一
	//	松原	成文
	//	潮田	智信
	//	飯塚	正良
	//	青山	圭一
	//	小林	貴美子
	//	岩崎	善幸
	//	後藤	晶一
	//	竹間	幸一
	//	佐野	仁昭

## 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市民局」を「市民・こども局」に、「経済局」を「経済労働局」に改める。

### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

川崎市事務分掌条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものである。